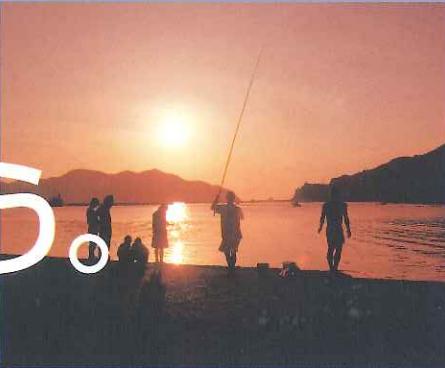


漁港で働く。 漁港でふれあう。

漁港の適正利用とマナー



より快適な漁港づくりのために

漁港は漁業活動、生産活動、流通の基地としての役割、地域社会の核としての役割、自然とのふれあい、海洋レクリエーションの場としての役割などがあり、漁業に従事している人達だけでなく、多くの人達が利用するものです。

現在、漁港は、不法に放置される船舶、自動車、漁網その他の物が原因でその機能が著しく低下しています。

漁港の未来のためにも、皆さん気が持ちはよく利用するためにマナーを守って正しく利用して下さい。

利用するにあたっては、許可申請(届)などの手続きや利用料を支払っていただくこと、禁止行為など、守っていただくことがたくさんあります。



漁港を利用する場合は、長崎県漁港管理条例などに基づき、許可申請や利用届出が必要です。

漁港施設を利用する人の届出（許可申請）事項

○プレジャーボート係留施設へ係留 【使用許可申請】

プレジャーボート等漁船以外の船舶を漁港区域内に係留する場合は、許可を受ける必要があります。許可是期限付きですので、更新が必要です。許可票は船舶の見えやすいところに貼る事も忘れないで下さい。



施設使用許可票

万一の事故に備え、賠償責任保険への加入をおすすめします。



- 船舶との衝突事故
- 漁港施設、漁業施設の損傷
- 遭難時の救助・捜索

- 係留施設へ漁船・遊漁船・作業船・その他の船舶（プレジャーを除く）の係留【届出】
- 野積場へ魚箱を仮置き【届出】
- 漁具干場へ漁網を仮置き【届出】



○水面へ筏の設置【占用許可申請】



○船揚場への陸置き【届出】



漁港を利用する場合は、利用料・使用料 占用料などが必要です。

漁港施設を利用する人の義務

利用料・使用料・占用料などは、漁港の維持管理や漁港施設の整備の一部に充てられます

利用料

種別	区分	単位		金額
岸壁、桟橋及び物揚場	係船料	漁船	係留 24 時間までごとに総トン数 1トンにつき	2円以内
泊地	停係泊料	漁船	係留 24 時間までごとに総トン数 1トンにつき	1.60円以内
野積場及びその他の用地	一般利用料		24 時間までごとに 1 平方メートルにつき	2円以内



使用料

種別	区分	単位		金額
岸壁、桟橋及び物揚場	係船料	プレジャー	係留 24 時間までごとに船舶の長さ 1メートルにつき	25円以内の額で知事が定める額
泊地	停係泊料	ポート	係留 24 時間までごとに船舶の長さ 1メートルにつき	20円以内の額で知事が定める額

占用料

区分	占用物件の種類	単位	期間	金額
用地	漁業用工作物	1平方メートル	1年	近傍の地価に100分の6を乗じて得た額の範囲内で知事が定める額

※上記金額は県管理漁港の一部施設の料金です。
料金は漁港により異なりますので、くわしくは最寄りの市町村役場、長崎県各機関へお確かめください。

○漁港施設を損傷し、または許可条件違反により損害を生じさせた時は、原状に回復し、その損害を賠償しなければなりません。



○許可条件を遵守しましょう。

みなさんが気持ちよく漁港を利用するためにも マナーを守ってください。

漁港施設を利用する人の禁止行為

- 漁港施設・水面を許可無く占用・
使用すること。
- 漁港施設の原形を変更したり、建物
や工作物を許可無く設置すること。



- 使用しなくなった漁網・筏・船・自
動車を放置すること。



- 漁港施設用地内で動かない自動車
を倉庫として利用すること。



- 漁港施設用地内に油・ガソリンの
入ったドラム缶を仮置きすること。



●立入禁止場所以外で釣りをしたりすることを禁止してはいませんので、安全対策や港内の清掃、ゴミの持ち帰りなどのマナーを守ってご利用ください。

●禁止事項を破ったり、無断で行った場合は、法律と条例に基づいて罰せられます。

